教 第 456 号 令和6年3月21日

本庁各課(室)長 各地方機関の長 各教育機関の長

教 育 長 (公印省略)

教職員に対する懲戒処分原案の基準の一部改正について (通知)

このことについて、教職員に対する懲戒処分原案の基準について(平成24年3月30日付け教第871号教育長通知)を別紙のとおり一部改正したので、下記の事項と併せて、承知願います。

なお、各教育事務所長におかれては、当該基準の一部改正について、所管する各市町村 教育委員会あて通知願います。

記

1 改正の趣旨及び概要

(1) 飲酒運転関係

飲酒運転の根絶については、これまで幾度となく注意喚起を行い、平成28年5月には処分基準を厳格に適用する旨通知し、以降飲酒運転の事案については、原則として免職の処分を行ってきたところである。しかし、再三の注意喚起にもかかわらず、残念ながら今年度も2件の飲酒運転の事案があり、いずれも免職の処分を行ったところである。

飲酒運転を絶対に許さず、厳格に対処するという県教育委員会の姿勢を明確にするため、飲酒運転をした場合は原則免職とすることを基準上においても明確にする。

(2) セクシュアル・ハラスメント関係

児童生徒に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント等は後を絶たず、今年度も3件の免職の処分を行った。教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)が令和4年4月1日に施行され、これまでに周知しているところであるが、このような状況を踏まえ、児童生徒に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント等に同法第2条第3項各号に掲げる児童生徒性暴力等が含まれることを明確にし、これに該当する行為を行った場合は、これまで同様免職とす

また、児童ポルノの所持等については、同法に規定する児童生徒性暴力等にあたることから、その処分量定を免職のみとする。

【参考】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号) 抜粋 第2条 略

2 略

- 3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 児童生徒等に性交等(刑法(明治40年法律第45号)第177条第1項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)。
 - 二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること (前号に掲げるものを除く。)。
 - 三 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。次号において「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること(前2号に掲げるものを除く。)。
 - 四 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(前3号に掲げるものを除く。)。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3 項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の 機器を差し向け、若しくは設置すること。
 - 五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをすること(前各号に掲げるものを除く。)。
- 【参考】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日 文部科学大臣決定) 抜粋
- 第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針
 - 2 児童生徒性暴力等の定義
 - 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう(法第2条第3項)。
 - ① 児童生徒等に性交等(刑法(明治40年法律第45号)第177条に規定する性交等をいう。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)。(法第2条第3項第1号)
 - ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(① 掲げるものを除く。)。(法第2条第3項第2号)
 - ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年 法律第52号。④において「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪に当たる行為をすること(①及び②に掲げるものを除く。)。(法第2条第3項第3号)
 - ④ 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(① \sim ③に掲げるものを除く。)。(法第2条第3項第4号)
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条 第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その 他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
 - ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをすること(①~④に掲げるものを除く。)。(法第2条第3項第5号)

- 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- ①について、刑法第177 条の強制性交等罪、児童福祉法(昭和22 年法律第164 号)第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。
- ②については、刑法第176条の強制わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為(①の場合を除く。)や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。
- ③については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為、すなわち、児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的人身売買等(同法第8条)がここに含まれる。児童買春(同法第4条)は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる。
- ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や盗撮などの行為などが、ここに 含まれると考えられる。
- なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。
- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント (児童生徒等を不快にさせる性的な言動※) などが、ここに含まれると考えられる。
 - ※「言動」には、口頭での発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール 等を用いることも含まれる。

(3) パワー・ハラスメント関係

学校という職場内で発生した教職員間のパワー・ハラスメントにより、前途ある若手教職員が精神的ストレスを高め、自ら命を絶つという事案について、今年2月、加害教諭に対し、懲戒処分を行ったところである。このようなことを二度と起こしてはならず、県教育委員会として再発防止策を示したところであるが、今後同様の事案が発生した場合には厳しく対処することとし、パワー・ハラスメントが認められた場合は、行為の態様、悪質性、相手方の被害の程度等を考慮して、免職を含めた処分を行うこととする。

2 施行年月日及び経過措置

令和6年4月1日

施行日前にした行為に対する懲戒処分については、なお従前の例による。

担当:教職員課服務制度班

電話:022-211-3636